

第18号様式(第8条の2第3項)

(表)

第 号	
横浜市港湾施設使用料滞納処分吏員証	
写 真	所 属 横浜市港湾局
契	職 事務吏員
印	氏 名 ( 年 月 日生)
	年 月 日
	横浜市長 (有効期限 年 月 日)

(A7)

(裏)

- 1 この証は、港湾施設使用料の滞納処分を行う場合には、必ず携帯してください。
- 2 この証は、関係人の請求があった場合には、いつでもこれを提示してください。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。

(備考)

- 1 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとすること。